



清瀬市選挙管理委員会告示第42号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条(条例の制定又は改廃の請求とその処置)第1項及び第75条(監査の請求とその処置)第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条(合併協議会設置の請求)第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は1,263人である。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条(議会の解散の請求とその処置)第1項、第80条(議員の解職の請求とその処置)第1項、第81条(長の解職の請求とその処置)第1項及び第86条(主要公務員の解職の請求とその処置)第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条(解職請求)第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は21,044人である。

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条(合併協議会設置の請求)第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は10,522人である。

令和6年12月2日

清瀬市選挙管理委員会